

平成 25 年 02 月 26 日

各 位

会 社 名	株式会社キトー	
代 表 者 名	代表取締役社長	鬼頭 芳雄
コード番号	6409 (東証 第一部)	
問 合 せ 先	取締役 執行役員 経営管理本部長	遅澤 茂樹
	TEL : 03-5908-0161	

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに、単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日（日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 3 月 31 日（日）最終の発行済株式数に 99 を乗じた株式数とします。平成 25 年 2 月 26 日（火）現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

- ①株式の分割前の発行済株式総数 : 135,241 株
- ②株式の分割により増加する株式数 : 13,388,859 株
- ③株式の分割後の発行済株式総数 : 13,524,100 株
- ④株式の分割後の発行可能株式総数 : 47,000,000 株

(3) 分割の日程

- ①基準日公告日 平成 25 年 3 月 14 日（木）
- ②基準日 平成 25 年 3 月 31 日（日）

※ただし、当日は株主名簿管理人休業日につき、実質上は平成 25 年 3 月 29 日(金)になります。

③効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日 (月)

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を、平成 25 年 4 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

	発行決議日	調整前行使価格	調整後行使価格
第 1 回新株予約権	平成 16 年 3 月 4 日	25,000 円	250 円
第 4 回新株予約権	平成 17 年 3 月 11 日	55,000 円	550 円
第 5 回新株予約権	平成 21 年 6 月 24 日	107,348 円	1,074 円
第 6 回新株予約権	平成 21 年 6 月 24 日	107,348 円	1,074 円
第 7 回新株予約権	平成 22 年 5 月 25 日	120,835 円	1,209 円
第 8 回新株予約権	平成 22 年 9 月 28 日	88,519 円	886 円
第 9 回新株予約権	平成 23 年 5 月 26 日	78,189 円	782 円

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日 (月)

(参考)平成 25 年 3 月 27 日(水)をもって、証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式の分割及び単元株制度の採用にともない、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 4 月 1 日 (月)をもって、当社定款の一部を次のとおり変更いたします。

- ①株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③現行定款第 7 条以下の条数を繰り下げます。
- ④第 6 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、付則第 1 条を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後の内容
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 47 万株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,700 万株</u> とする。
(<u>新設</u>)	(単元株式数) 第 7 条 <u>当社の単元株式数は、100 株とする。</u>

第7条～第40条 (条文省略)	第8条～第41条 (現行どおり)
付則 (新設)	付則 第1条 第6条の変更及び第7条の新設並びにそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、 <u>平成25年4月1日とする。</u> 2. 本付則は、前項の効力発生日をもって削除するものとする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 平成25年4月1日(月)

以上